

第3回東日本大震災の復興施策の総括 に関するワーキンググループ

被災者支援

令和元年9月11日



1. 被災者をめぐる状況	1	4. 被災した子どもに対する支援		
2. 心のケア等の被災者支援			(1) 教育環境の整備、児童生徒の心のケア	18
(1) 見守り・日常生活支援等	3	(2) 被災児童生徒の就学支援	19
(2) コミュニティ形成支援・生きがいづくり等	5	(参考1) 東日本大震災により被災した 児童生徒の学校における受入れ状況	20
(3) 心のケア支援事業(心のケアセンター)	7	(参考2) 福島県・学校再開の状況	21
(4) 被災した子どもの健康・生活支援等	8	(参考3) 被災三県の個別の状況	22
(5) 県外避難者支援	10	(参考4) 被災児童生徒就学支援等事業 実績人数(推移)	23
(参考1) 被災者支援総合交付金	12	(参考5) 進学率、就職率の状況	24
(参考2) 被災者支援総合交付金の交付実績	13	5. 今後の課題と教訓	26
3. 医療・介護提供体制					
(1) 被災地における医療提供体制の支援	15			
(2) 被災地における介護提供体制の支援	16			

1. 被災者をめぐる状況

[現状] (注記のないものは令和元年8月)

○避難者数

発災直後: 約47万人 → 約5万人

(福島県からの避難者数 約4.2万人)

○応急仮設住宅等の入居戸数・入居者数

入居戸数 最大: 12.3万戸 → 約4千戸

(岩手県約0.7千戸、宮城県約0.1千戸、福島県約2.2千戸、その他約1.0千戸)

入居者数 最大: 約32万人 → 約7.7千人

(岩手県約1.5千人、宮城県約0.2千人、福島県約3.9千人、その他約2.1千人)

○被災者生活再建支援金の加算支援金支給世帯数

約15万世帯 (うち被災3県約13.5万世帯)

○教職員定数の追加措置

899人 (平成23年度) → 784人 (令和元年度)

○スクールカウンセラーの配置

587人 (平成27年度) → 552人 (平成30年度)

※H26以前はSCのみの数値を把握していないため、比較できない。

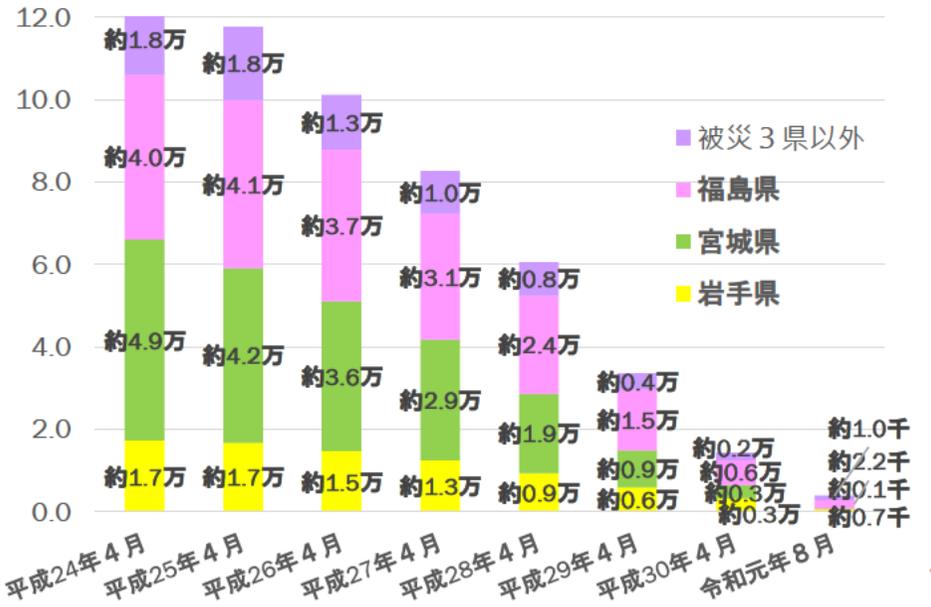
○就学支援の支援対象者数

67,639人 (平成23年度) → 25,379人 (平成30年度)

○避難者数



○応急仮設住宅等の入居戸数



2. 心のケア等の被災者支援

2. 心のケア等の被災者支援 (1) 見守り・日常生活支援等

これまでの取組

- 発災当初47万人に上った避難者は、その多くがおおむねH23年9月ごろまでには応急仮設住宅等に入居。
- 住宅再建に年数を要する地域では、仮設住宅生活が長期化し、コミュニティの弱体化や被災者の孤立の問題が生じるおそれ。
→自治体による以下のような取組を支援。
 - ・ 高齢者等に対する生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有するサポート拠点を仮設住宅に設置
 - ・ 社会福祉協議会等による見守り活動
 - ・ 健康相談、運動教室など健康支援活動 等
- 災害公営住宅等の整備が進む中で、一人暮らしの高齢者など、生活再建に問題を抱える方々の円滑な住宅移転や生活再建のための相談支援に取り組む自治体を支援。
- これらにより、被災者の災害公営住宅への移転が進み、応急仮設住宅向けの支援は減少。他方、災害公営住宅入居後においても、被災者が地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、高齢者などに対する日常的な見守り・相談支援等の実施を支援している。

【取組例】自治体が行う見守りや生活再建支援等の取組について、財政面等から支援

- ①被災者の見守り・相談支援を行うための生活支援相談員を配置
(岩手137人、宮城195人、福島212人、合計544人(H31.3時点))
- ②被災者に対する伴走型の生活再建支援(仙台市の取組)
→戸別訪問による生活状況の把握などを実施した上で、横軸に「日常生活において継続的支援が必要か」、縦軸に「住まいの再建方法が定まっているか」の2つの軸をもとに再建方針を整理・類型化し、被災者に寄り添った支援を実施。

● 戸別訪問等で把握した生活状況や再建方針、課題等を整理・分析し、必要な支援施策や支援の進め方などを体系的に整理したプログラムを策定し、世帯の類型化やワーキングを主体とした支援を実施



2. 心のケア等の被災者支援 (1) 見守り・日常生活支援等

関係指標

- 相談員等の見守り等が必要な世帯数 H28年度:約6.2万世帯、H29年度:約5.5万世帯、H30年度:約4.6万世帯
(うち、仮設住宅入居世帯数 H28年度:約2.8万世帯、H29年度:約1.2万世帯、H30年度:約0.4万世帯)

今後の課題や施策の方向性

- 災害公営住宅等の恒久住宅への移転後も、孤立防止のための見守りや、生活・健康相談支援等がなお必要と考えられる高齢者等に対しては、一定期間、支援を継続することについて検討が必要。
- 他方、復興が進展し、生活再建が進む中で、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討していく観点から、被災者支援としての見守りや生活・健康相談等と、地域包括ケア等の一般的な地域課題に対する施策との関係性等に留意しつつ、地域における実情等を把握する必要がある。
- 福島については、避難生活の長期化や、避難指示が解除されたが住民の帰還が進んでいない区域があるといった事情があり、見守り等の支援の継続についての検討にあたって考慮する必要がある。



2. 心のケア等の被災者支援 (2) コミュニティ形成支援・生きがいづくり等

これまでの取組

- 災害公営住宅に移転した直後は、地域内外からの被災者が集まって生活を営むこととなる。このため、生活の重要な要素であるコミュニティを新たに構築することが課題。
- 災害公営住宅への移転後の住民同士のコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、コミュニティの支援に資する自治体の取組を支援。
 - ・ コミュニティ活動の支援人材の配置、
 - ・ 災害公営住宅等における自治会の立ち上げ・活動、
 - ・ 地域住民との交流会の開催 等
- 被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する自治体やNPO等の支援団体の活動を支援。
 - ・ 農作業を行い、収穫物で地域住民との交流会を開催
 - ・ まちづくりのイメージを作成するワークショップの実施
 - ・ 手作りグッズの制作活動 等



【取組例】自治体等が行うコミュニティ形成支援に資する取組について、財政面から支援
災害公営住宅における自治会設立支援等(岩手県、陸前高田市、陸前高田市社会福祉協議会、岩手大等)

●行政の各担当課・社協・NPO・大学等による支援者連携ミーティングの設置

↓・各組織が中心的に担う役割の確認と協力体制の確立。

●顔合わせ会

↓・入居者をグループに分けて顔合わせ会を開催。生活上の課題の解決、自立したコミュニティ形成への一歩として自治会設立の必要性を支援者が提案。グループごとに互選で自治会設立準備委員を選出。

●自治会設立準備委員会の開催

↓・会費、組織、役員候補などを協議。自治会やコミュニティ活動について意見交換。

↓ 支援者が協議への全員参加と、意見のバランスを調整するなど支援。
これにより合意形成の習慣づけ、「自分ごと」「総参加型」の意識を醸成・共有。

●自治会設立

↓ 半年後に自治会設立。準備委員会での合意形成、協力体制の構築、主体性の醸成という基盤を生かして自治会活動(一斉清掃、納涼祭等の行事)や、自立したサークル活動(麻雀やカラオケ)等を推進。

2. 心のケア等の被災者支援 (2) コミュニティ形成支援・生きがいつくり等

関係指標

- 災害(復興)公営住宅における自治会の設立状況(復興庁が被災三県に聞き取り(R1年8月))
 - ・岩手県内：177団地のうち、154団地で自治会が設立(約87%)
 - ・宮城県内：301地区のうち、289地区で自治会が設立(約96%)
 - ・福島県内：140団地のうち、105団地で自治会が設立(75%)

今後の課題や施策の方向性

- 自治会の設立後に、自立したコミュニティが安定して機能するようになるまでは、一定の期間が必要となると考えられる。
- このため、復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成支援や生きがいつくりのための「心の復興」への支援などについて、一定期間、継続することについて検討が必要。
- 災害公営住宅では高齢化や自治会活動の担い手不足等の課題がある。住民の主体性が醸成され、自立するまでの支援の期間や内容について検討が必要。



2. 心のケア等の被災者支援

(3) 心のケア支援事業（心のケアセンター）

これまでの取組

- 震災体験によるPTSDや、震災後の環境の変化による心身への影響など、被災者の心のケアのニーズの高まりに対応するため、「被災者の心のケア支援事業」により、被災3県に心のケアセンターを設置し、保健師、精神保健福祉士等の専門職が、被災者の心のケアに関する取組を実施。地域の医療機関や市町村と連携しながら、心身の不調、うつ、PTSD、アルコール依存症など被災者の様々な症状に対応。
- 具体的には、①被災者への相談支援、アウトリーチによる医療支援、②自治体職員等支援者への支援、③人材育成・研修、④心の健康に関する普及啓発等を実施。

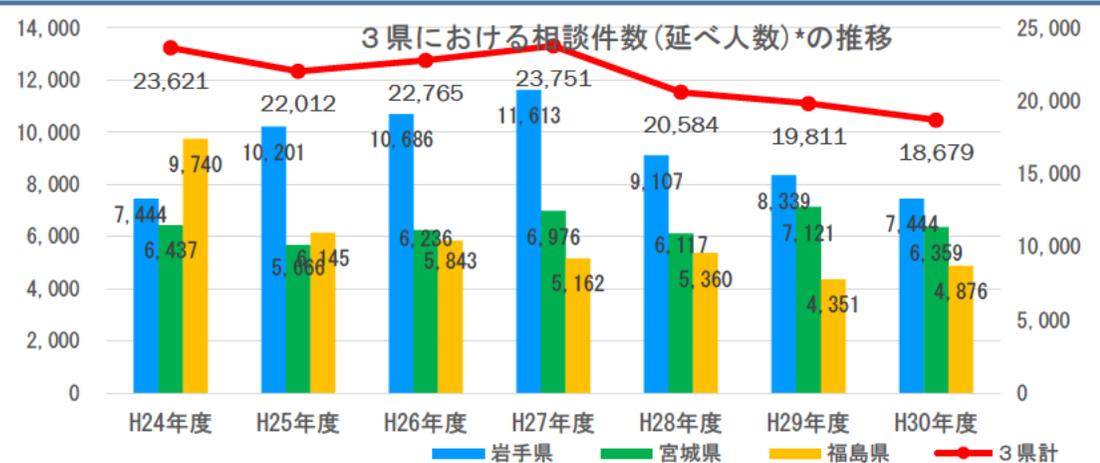
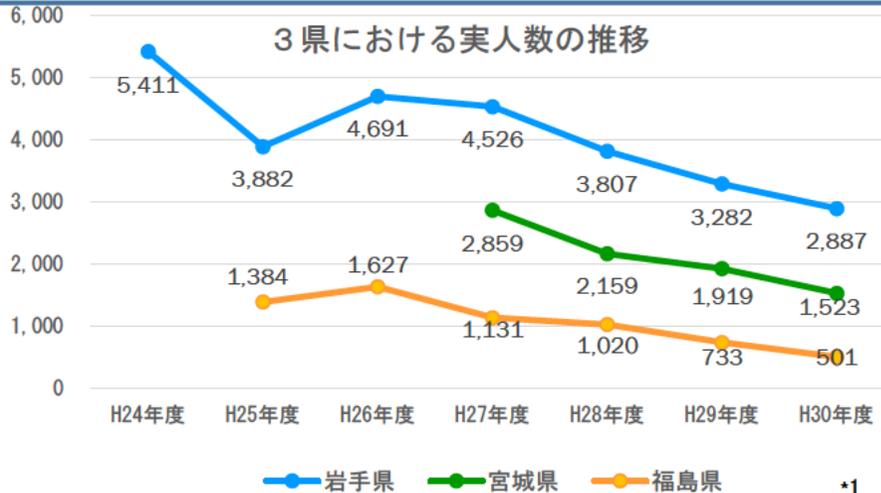
* 令和元年度の数字は交付決定額（被災者支援総合交付金177億円の内数）

<予算額の推移>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	17.0億円	16.9億円	15.9億円	13.6億円	13.6億円	15.3億円	15.4億円*

関係指標

- 相談者数（実人数）は漸減傾向にある。なお、相談延べ件数は依然として高い水準で推移。



*1 このほか、心のケア支援事業の一部を仙台市に委託して相談支援を実施（相談件数 平成30年度：4,411件）

*2 このほか、日本精神科看護協会等に委託して県外避難者に対する相談支援を実施

今後の課題や施策の方向性

- 仮設住宅から災害公営住宅に移ったことで住民が孤立化し、以前よりケアが必要になったり、対応の1つ1つの内容の複雑化や、時の経過に伴うケアのニーズの顕在化も懸念されており、依然としてニーズが高い現状。
- 震災に起因した相談者以外の者が含まれる可能性があることについて、どのように考えるか検討が必要。
- 復興・創生期間後も一定期間対応することが必要であるが、相談対応の状況や自治体における精神保健福祉業務に関する役割にも留意しながら、中長期的な事業の実施体制について、検討が必要。

2. 心のケア等の被災者支援 (4) 被災した子どもの健康・生活支援等

これまでの取組

- 被災自治体が行う被災した子どもへの取組を支援してきた。
 - ・ 子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、
 - ・ 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、
 - ・ 子どもの心と体のケア 等
- また、震災の影響で学習環境が十分でない地域の子どもの中心に、地域と学校の連携・協働による子どもの学習環境の整備やコミュニティの復興促進を図る自治体の取組を支援。
- 加えて、福島県においては、原発事故の影響により子どもの運動機会が減少したことを踏まえ、心身の健康を保持するため、学校等が実施する自然体験活動や県外の子どもたちとの交流活動等を支援。



【取組例】自治体が行う被災した子ども向けの取組について、財政面から支援

- ① 狭い仮設住宅や安心して外で遊べないなど、被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、児童館や体育館などへの大型遊具の設置や、子育てイベントなどの遊び場の確保
- ② 震災により親を亡くした子どもやその家族等が抱える様々な不安や悩みを解決するために、子どもに対する心と体のケアに関する相談・支援
- ③ 児童福祉施設等の給食について、食材の放射線検査(事前検査)や、給食のモニタリング検査(給食一食全体の事後検査)
- ④ 被災者に対して市町村が保育料等を減免
- ⑤ 福島県内の幼児・児童生徒に対して学校等が実施するキャンプや自然観察等の自然体験活動等

2. 心のケア等の被災者支援 (4) 被災した子どもの健康・生活支援等

関係指標

- 震災で親を亡くした(震災関連死を含む)子どもの人数
 - ・ 震災孤児: 243人(発災時18歳未満) → 86人(H30.3.1現在18歳未満)
 - ・ 震災遺児: 1,548人(発災時18歳未満) → 702人(H30.3.1現在18歳未満)

※震災孤児…東日本大震災により両親(ひとり親家庭についてはその親)が亡くなった又は行方不明となった児童。
児童の年齢は震災発生時に18歳未満であったもの。
※震災遺児…東日本大震災によりひとり親となった児童。児童の年齢は震災発生時に18歳未満であったもの。(震災発生時に胎児であった児童を含む。)
- 親を亡くした子ども等への心身のケア巡回相談回数
H28年度:902回、H29年度:756回、H30年度:1,511回
- 学校校庭にある仮設住宅の状況(H31.3末時点)
岩手県:ピーク時(H23年度)35校→1校、宮城県:ピーク時(H23年度)32校→1校

【校庭仮設】



【校庭仮設解消後】



今後の課題や施策の方向性

- 避難生活の長期化や震災により親を亡くすなど、心と体のケアが必要な子どもに対しては、復興・創生期間後も支援の継続が一定期間必要。
- 地震・津波による被災への対応は、インフラや住宅等の復旧が概ね終了し、被災者の生活再建が進む中で、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討していく必要がある。
- 原子力災害による被災への対応に関する復興・創生期間後の支援のあり方については、これらの取組に対するニーズ等についてきめ細かく把握し、検討していく必要がある。

2. 心のケア等の被災者支援 (5) 県外避難者支援

これまでの取組

- 福島県においては、地震・津波による被災に加え、原子力災害による被災により、多くの方が自県内外に避難。
- 避難生活が長期化する中、県外避難者の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供が重要な課題。
- 福島県は、国の支援を受けつつ、相談窓口の設置などに取り組んでいる。
- また、避難先自治体による県外避難者への見守り・相談支援、交流活動等の取組への支援を実施。

【取組例】福島県等が実施する県外避難者支援の取組について、財政面等の支援を実施。

①駐在員(県職員)や復興支援員の配置

→ 戸別訪問等を行う駐在員や復興支援員を避難先自治体に配置

②「生活再建支援拠点」の設置

→ 避難先で帰還や生活再建について相談できる「生活再建支援拠点」(全国26か所)の設置

③支援団体への補助を通じた県外避難者支援

→ 県外避難者を支援する県外の団体等に、相談、見守り、交流等の活動経費を助成

④応急仮設住宅の供与等の住宅支援

→ 応急仮設住宅の供与(H30年度までの2年間、経過措置(民間賃貸住宅の家賃補助、国家公務員宿舍の貸与)を実施)
公営住宅の入居円滑化措置

⑤避難者住宅確保・移転サポート事業

→ 不動産会社への付き添いや、諸手続の支援

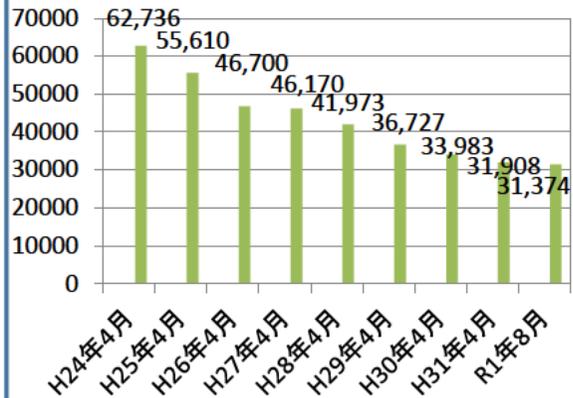
⑥ふるさとの情報提供

→ 福島の復興状況や避難者支援の取組に関する情報紙や、県・市町村の広報誌、地元紙のダイジェスト版などを避難者に提供

2. 心のケア等の被災者支援 (5) 県外避難者支援

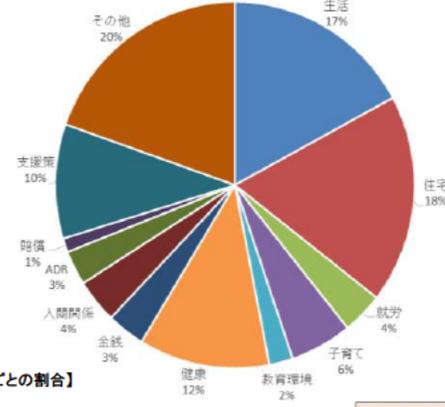
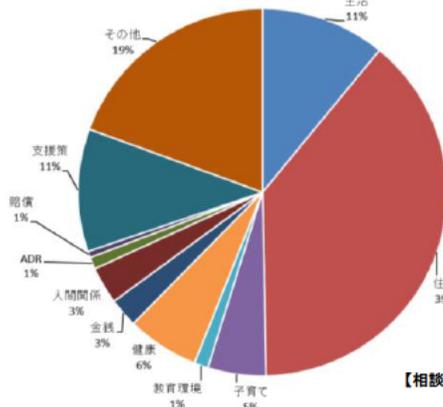
関係指標等

○ 福島県からの県外避難者数

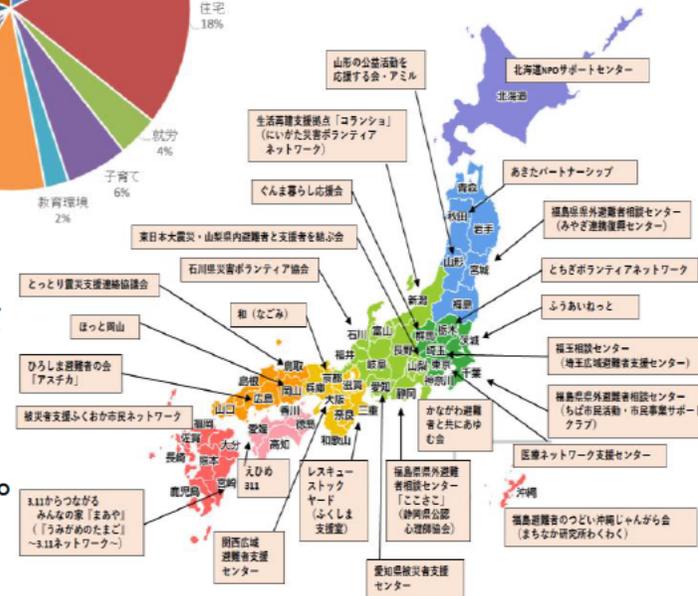


○ 生活再建支援拠点の相談実績

H28年度1,803件 → H30年度1,871件



生活再建支援拠点の配置 (全国26ヶ所)



○ 生活再建支援拠点の相談類型は、H28年度は「住宅」が約4割であったがH30年度は「生活」や「健康」の割合が増えている。

○ 生活再建支援拠点の協力を得て、全国10ヶ所を訪問(本年2～6月)し、避難者の方々のご意見を直接伺いしたところ、主な意見は以下のとおり。

・福島県に帰りたくても帰れない

→「帰還困難区域の避難指示を早急に解除できるようにしてほしい」

「生活環境の整備や魅力向上の取組が必要」「子どもの教育の関係などで帰りたくても帰れない」「家族との関係で帰還すべきか迷っている」等

・避難先での支援を継続してほしい

→「生活再建支援拠点が開催する相談会や交流会への支援を継続してほしい」「避難元自治体からの情報提供を継続してほしい」等

今後の課題や施策の方向性

○ 避難先が全国に及ぶ上、避難生活が長期化している方々の抱える課題は個別化・複雑化している。

心身のケア、見守り、生活再建に必要な情報提供、相談対応等による避難元および避難先の自治体等による丁寧な支援体制を継続する必要。

(参考1) 被災者支援総合交付金

- 避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転など被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援することを目的に平成28年度に創設。
- 令和元年度予算額は177億円。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・高齢者等日常生活サポート ・コミュニティ形成支援 ・被災者支援コーディネート ・「心の復興」 ・県外避難者支援
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
IV. 被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
V. 被災者の心のケア支援	
	⑤被災者の心のケア支援事業
VI. 子どもに対する支援	
	⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

(参考2) 被災者支援総合交付金の交付実績

○ 仮設住宅向けの見守りや生活支援等(下表(1)、(2)、(8))は仮設の解消、住宅・生活の再建に伴う対象者の減少や、一般施策への移行等により、減少傾向にある一方、心のケアセンターや子どもに対する支援、県外避難者支援(下表(5)、(6)、(7))など、長期的な支援の要望があるものは同水準で推移。

○ 県別では福島県が過半数を占める。

	(1) 見守り	(2) 日常生活 支援等	(3) コミュニティ 形成支援	(4) 心の復興	(5) 心のケア センター	(6) 子どもに対 する支援	(7) 県外避難 者支援	(8) その他	合計
平成28年度	46.0億円	35.3億円	9.0億円	10.6億円	13.6億円	28.8億円	7.9億円	20.2億円	171.4億円
平成29年度	43.5億円	37.5億円	9.0億円	12.4億円	13.6億円	35.5億円	7.8億円	16.2億円	175.5億円
平成30年度	32.0億円	41.1億円	8.6億円	13.2億円	15.3億円	36.1億円	8.2億円	12.6億円	167.1億円
令和元年度	27.0億円	29.5億円	7.1億円	11.5億円	15.4億円	32.3億円	7.6億円	7.8億円	138.1億円

※平成28年度の執行額は交付決定額、平成29年度～令和元年度の執行額は交付可能額を記載
※心のケアセンターは、令和元年度から被災者支援総合交付金に統合(平成28～30年度は別事業)

○県別の交付状況(令和元年度交付可能額)

	(1) 見守り	(2) 日常生活 支援等	(3) コミュニティ 形成支援	(4) 心の復興	(5) 心のケア センター	(6) 子どもに対 する支援	(7) 県外避難 者支援	(8) その他	合計
岩手	5.8億円	3.2億円	1.5億円	1.0億円	4.6億円	4.7億円	—	1.2億円	22.0億円
宮城	8.0億円	5.2億円	3.0億円	1.8億円	4.4億円	10.6億円	—	0.4億円	33.4億円
福島	9.3億円	21.1億円	2.7億円	6.6億円	6.3億円	16.9億円	5.8億円	3.9億円	72.6億円
その他	3.8億円	—	—	2.1億円	—	0.1億円	1.8億円	2.2億円	10.0億円
合計	27.0億円	29.5億円	7.1億円	11.5億円	15.4億円	32.3億円	7.6億円	7.8億円	138.1億円

3. 医療・介護提供体制

3. 医療・介護提供体制

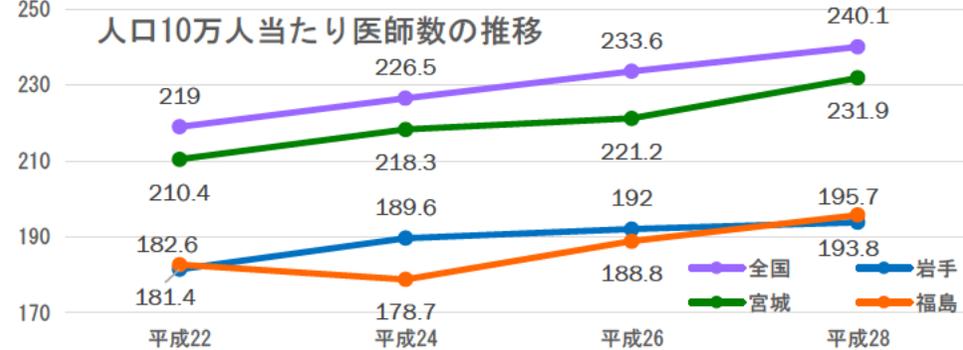
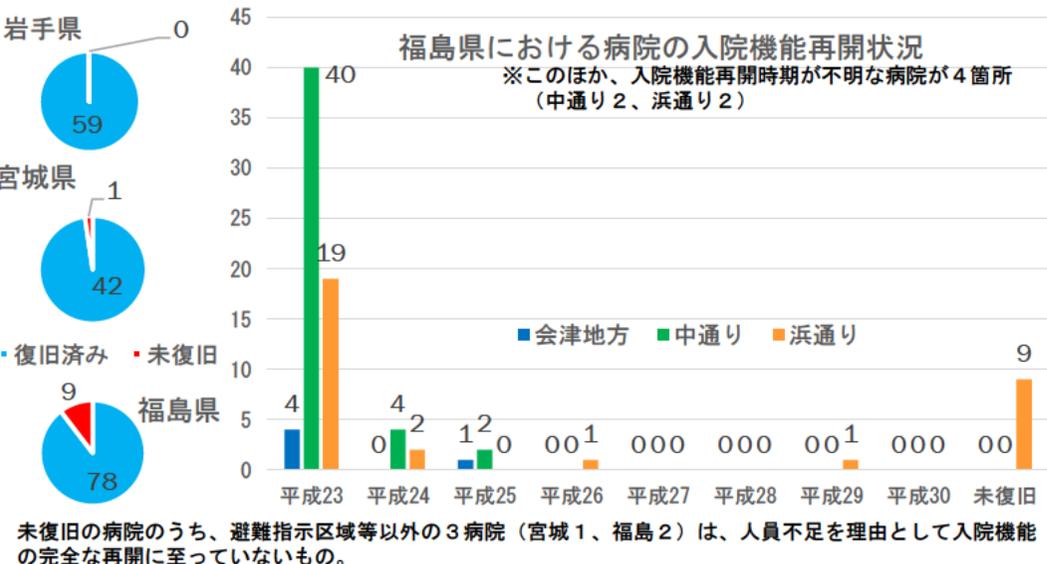
(1) 被災地における医療提供体制の支援

これまでの取組

- 震災により、3県の多くの医療機関が被害を受けるとともに、医療従事者自身も被災するといった厳しい状況。
- 3県の医療機関の復旧を、災害復旧費補助金により支援。 交付額:28.8億円 (*23年度補正予算による交付確定額)
- 震災以降、3県の地域医療再生基金に積み増し、被災地の医療機関の再開支援・医療人材確保を始めとする医療提供体制を整備。
交付額:岩手377億円、宮城764億円、福島731億円 計1872億円
- 特に、福島県には平成29年度に236億円を積み増し、医師等医療従事者の確保支援や、双葉地域の二次救急医療体制整備(ふたば医療センター附属病院の運営(H30.4開設))等に活用。

関係指標

- 震災で入院機能に影響を受けた病院は、3県で189(岩手59,宮城43,福島87)あるが、現在、岩手県・宮城県ではほぼ全ての病院で入院機能を再開済み。
- 一方、福島県では、1割強の病院で未だに入院機能を再開できず(入院機能を再開できていない9病院全てが浜通りに所在)
- 医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数は、全国・被災3県とも増加傾向にあるが、相双地域では医師が減少。



医療圏別	医師数			人口10万対医師数		
	平成22	平成28	増減	平成22	平成28	増減
全国	280,431	304,759	24,328	219.0	240.1	21.1
福島県	3,705	3,720	15	182.6	195.7	13.1
県北	1,228	1,295	67	247.1	265.6	18.5
県中	1,017	1,020	3	184.3	189.9	5.6
県南	199	199	0	132.6	139.3	6.7
会津	444	454	10	169.4	183.5	14.1
南会津	32	31	▲1	107.0	116.7	9.7
相双	236	160	▲76	120.4	145.3※	24.9
いわき	549	561	12	160.4	161.0	0.6

今後の課題や施策の方向性

- 福島県相双地域等においては、依然として一部の医療機関でその機能を再開できず、医療従事者の減少が解消できていない状況。診療科の不足も課題。
- 医療の復興状況やこれまでの施策の実施状況等を踏まえ、復興・創生期間後の医療提供体制確保に向けた取組について検討することが必要。

(出典:「医師・歯科医師・薬剤師調査」厚生労働省、福島県HP)
※福島県の二次医療圏別の人口10万人対医師数は、現住人口を基に算出したもの。

3. 医療・介護提供体制

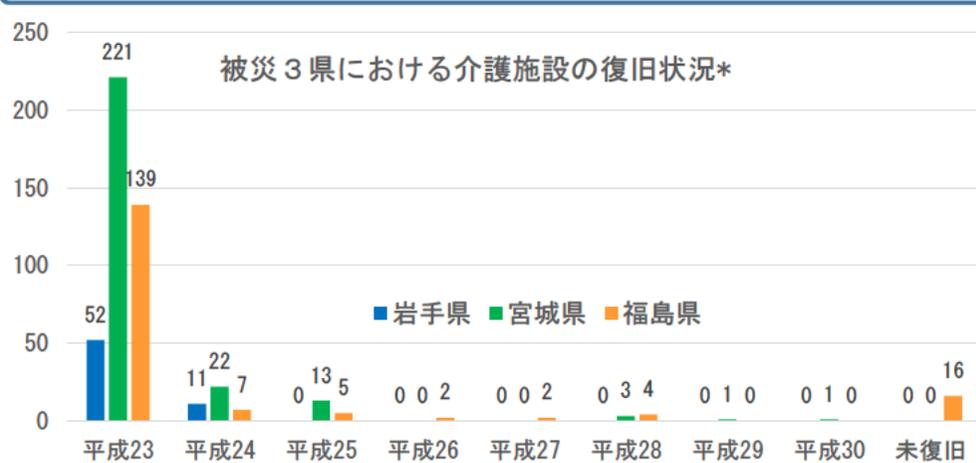
(2) 被災地における介護提供体制の支援

これまでの取組

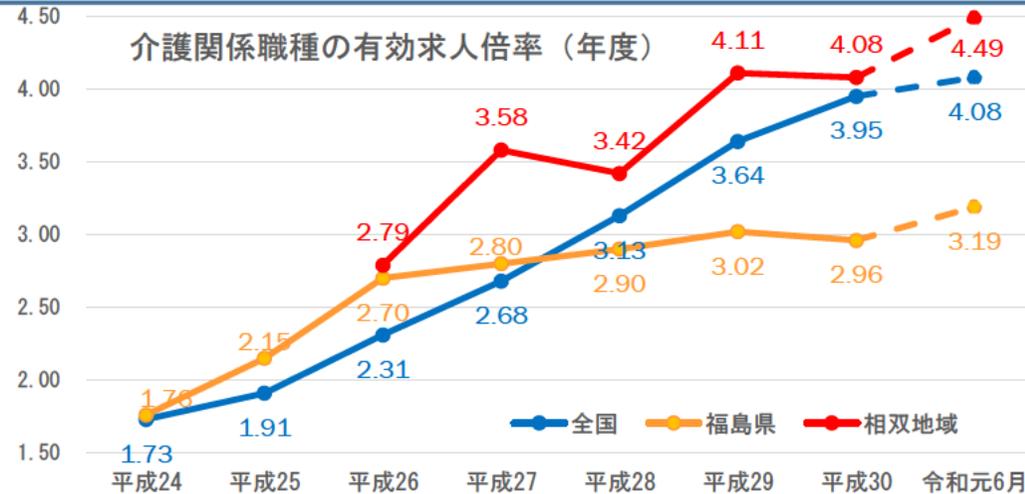
- 震災により、多くの高齢者が被災して受入先の確保が課題なるとともに、施設自体も多くが被災。
- 3県の介護施設の復旧を、災害復旧費補助金により支援 執行額：135.47億円（3県計）
- 昨年度、福島県相双地域の介護施設等の当面の運営を支援するための補助金を創設するとともに、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の引き上げや全国の介護施設等からの応援職員に対する支援なども実施

関係指標

- 震災によって被災3県の多くの介護施設が被災するも、そのほとんどが復旧済み。
- その一方、福島県では、16施設が未復旧(すべて双葉郡に所在)
- 福島県相双地域では依然として介護人材不足が深刻で、有効求人倍率が全国平均を恒常的に上回る状況。



※「東日本大震災に係る社会福祉施設等施設整備費」の交付決定がされた年度をグラフ化したもの



* 福島県内、相双地域のハローワークにおいて受理した求人、求職について集計したもの

*パートタイムを含む常用に係る数字

今後の課題や施策の方向性

- 福島県相双地域等では、依然として介護人材不足が深刻な状況。
- 有効求人倍率や介護人材確保の状況等を踏まえ、復興・創生期間後の介護提供体制確保のための取組について検討が必要

4. 被災した子どもに対する支援

4. 被災した子どもに対する支援

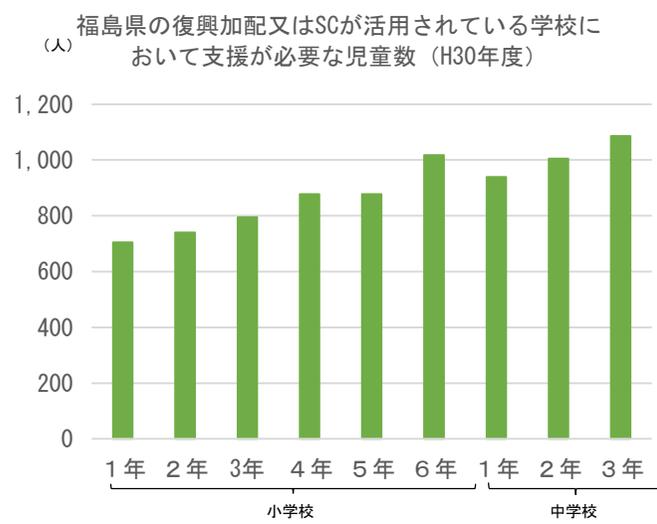
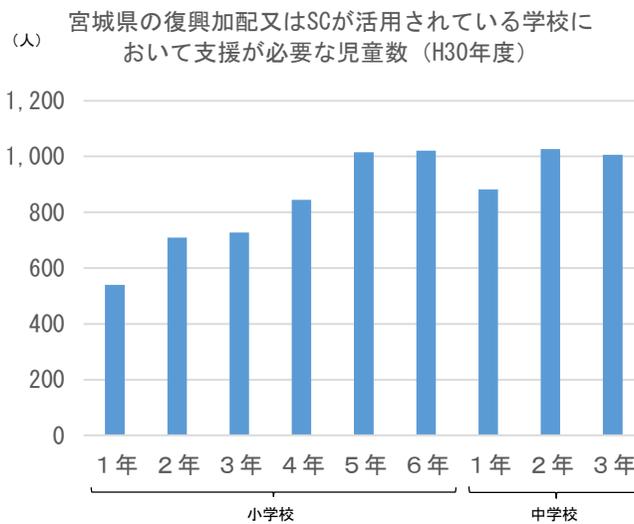
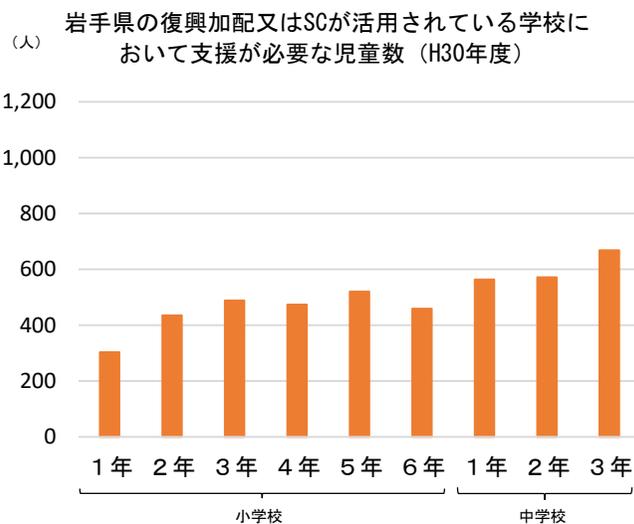
(1) 教育環境の整備、児童生徒の心のケア

これまでの取組

- 岩手県、宮城県では公立学校施設の復旧が完了し、福島県においても学校再開が進展（参考資料2）。また、平成27年4月に福島県立ふたば未来学園高等学校、平成31年4月は同学園中学校が開校。
- 被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。
(令和元年度予算額)
- ・被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 18億円
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業 24億円

関係指標

○被災に起因して配慮が必要な児童数は、低学年で少なく、高学年において多い。（参考資料3）



今後の課題や施策の方向性

- 引き続き震災を受けて心のケアが必要な児童生徒がいる状況等を十分に考慮しつつ、支援の必要な児童生徒数等について被災自治体と丁寧な情報交換を行いながら、過去の災害における支援の状況などを勘案し、必要な支援を検討。

4. 被災した子どもに対する支援 (2) 被災児童生徒の就学支援

これまでの取組

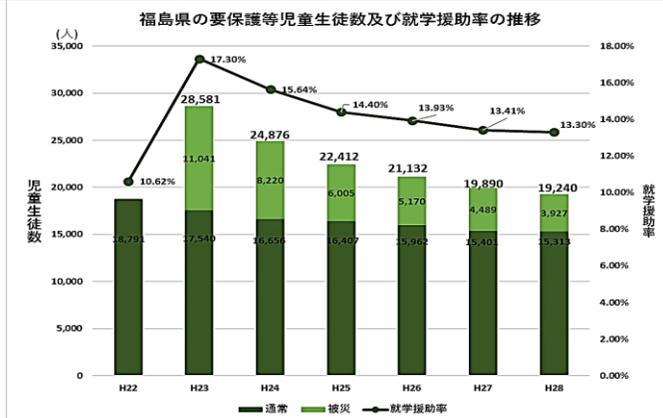
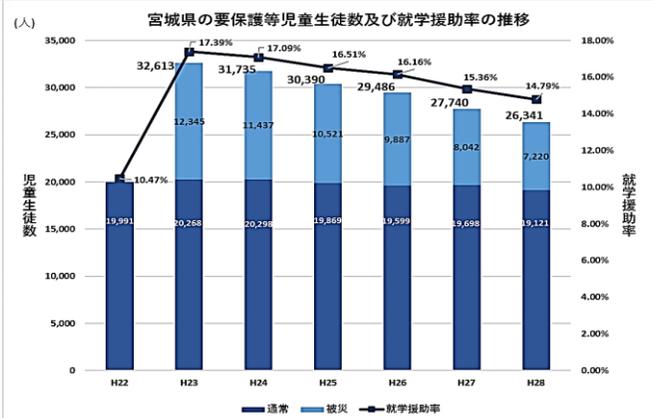
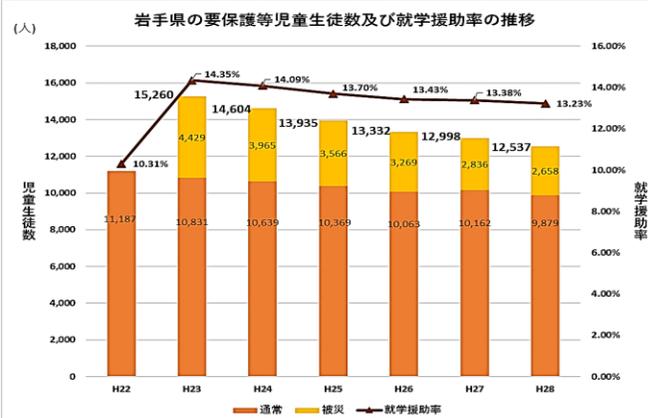
- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、被災による経済的理由から就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う都道府県等の負担を考慮し、交付金として経費の全額を国庫で支援。

(令和元年度予算額)

- ・被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災） 44億円

関係指標

- 対象者は減少（H23：[全国] 約6.8万人、[うち、被災3県] 約5.4万人→H30：[全国] 約2.5万人、[うち、被災3県] 約2.3万人。詳細は参考資料4）してきているが、未だに多くの震災に起因した経済的理由により就学が困難である者が被災3県に存在しており、就学援助率も依然として震災前に比べ高くなっている。



※要保護等とは、「要保護」、「準要保護」、「被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数」のことをいう。

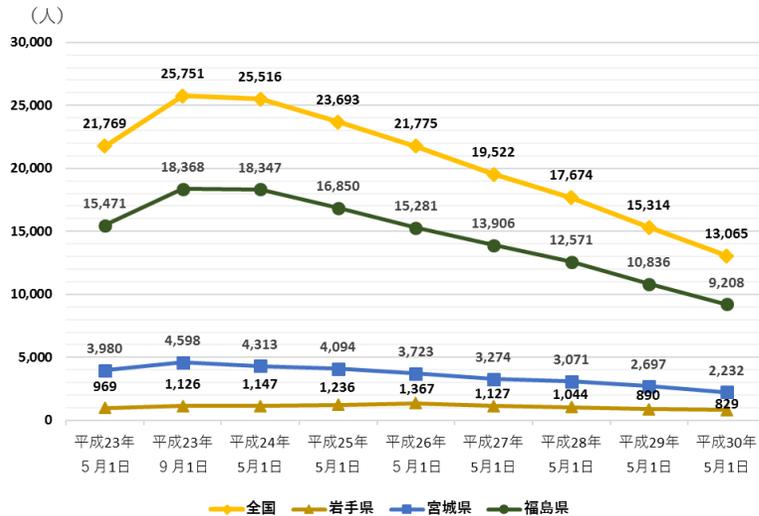
出典:「就学援助実施状況等調査」

今後の課題や施策の方向性

- 未だに多くの震災に起因した経済的理由により就学が困難である者が被災3県に存在しており、適切に対応することが求められている。
- 過去の災害における支援の状況などを勘案しつつ、必要な支援を検討。

(参考1) 東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況

(1) 東日本大震災の影響により、震災前の居住地とは別の居住地の学校で受け入れた児童生徒数の推移 ※同一都道府県内における受入れ数を含む



(2) 東日本大震災の影響により、震災前の居住地とは別の居住地の学校で受け入れた児童生徒数(平成30年5月1日現在) ※同一都道府県内における受入れ数を含む

	国立大学附属校での受入れ数		公立学校での受入れ数		私立学校での受入れ数		合計
	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	
小学校	19	0	6,915	2,879	27	24	6,958
中学校	13	0	4,503	1,824	16	60	4,576
高等学校	2	0	881	0	4	480	1,363
義務教育学校	0	0	12	4	0	0	12
前期課程	0	0	9	3	0	0	9
後期課程	0	0	3	1	0	0	3
中等教育学校	1	0	21	6	0	3	25
前期課程	1	0	11	6	0	2	14
後期課程	0	0	10	0	0	1	11
特別支援学校	2	0	129	12	0	0	131
小学部	0	0	33	4	0	0	33
中学部	1	0	33	8	0	0	34
高等部	1	0	63	0	0	0	64
合計	37	0	12,461	4,725	47	567	13,065

(3) 東日本大震災の影響により、震災前の居住地とは別の居住地の学校で受け入れた児童生徒数のうち、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)に居住していた児童生徒を他の都道府県にある学校が受け入れた数 (平成30年5月1日現在)

	岩手県から受け入れた数		宮城県から受け入れた数		福島県から受け入れた数		3県合計
	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	
小学校	86	1	409	7	3,014	19	3,509
中学校	71	0	345	1	2,049	15	2,465
高等学校	32	0	137	2	758	1	927
義務教育学校	0	0	2	0	10	0	12
前期課程	0	0	1	0	8	0	9
後期課程	0	0	1	0	2	0	3
中等教育学校	0	0	2	0	19	0	21
前期課程	0	0	0	0	12	0	12
後期課程	0	0	2	0	7	0	9
特別支援学校	8	0	5	0	53	0	66
小学部	3	0	0	0	14	0	17
中学部	0	0	2	0	14	0	16
高等部	5	0	3	0	25	0	33
合計	197	1	900	10	5,903	35	7,000

(4) 東日本大震災の影響により、震災前の居住地とは別の居住地の学校で受け入れた児童生徒数のうち、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)においてそれぞれ同じ県内の学校から受け入れた児童生徒数 (平成30年5月1日現在)

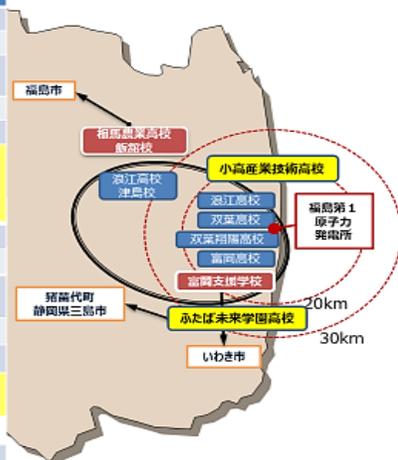
	岩手県において、県内の学校から受け入れた数		宮城県において、県内の学校から受け入れた数		福島県において、県内の学校から受け入れた数		3県合計
	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	うち事実上の就学	うち区域外転学による転入学	
小学校	339	6	811	80	1,887	1,764	3,037
中学校	194	5	441	58	1,214	1,113	1,849
高等学校	90	0	76	0	161	0	327
義務教育学校	0	0	0	0	0	0	0
前期課程	0	0	0	0	0	0	0
後期課程	0	0	0	0	0	0	0
中等教育学校	0	0	1	0	0	0	1
前期課程	0	0	0	0	0	0	0
後期課程	0	0	1	0	0	0	1
特別支援学校	9	0	3	0	43	9	55
小学部	4	0	0	0	9	2	13
中学部	1	0	0	0	14	7	15
高等部	4	0	3	0	20	0	27
合計	632	11	1,332	138	3,305	2,886	5,269

出典:「東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況について」

避難指示区域等にあった県立学校の状況

◎高校

No.	校名	震災後の状況
1	双葉高校	※震災・原発事故後、学校ごとにいわき市などに避難して学校運営(いわゆる「サテライト校」)
2	浪江高校	
3	浪江高校津島校	
4	富岡高校	
5	双葉翔陽高校	
6	ふたば未来学園高校	平成27年4月 開校 (猪苗代町、静岡県三島に分校舎を設置) ⇒平成30年3月にはじめての卒業生を輩出 平成31年4月 併設中学校開校
7	原町高校	平成23年10月 自校で再開
8	相馬農業高校	平成23年11月 自校で再開
9	相馬農業高校飯館校	福島明成高校内にサテライト校(福島市) ⇒30年度入試から募集停止
10	(小高商業高校)	平成29年度に統合して「小高産業技術高校」に
11	(小高工業高校)	
12	小高産業技術高校	平成29年4月 開校 ⇒平成30年3月にはじめての卒業生を輩出
◎特別支援学校	13 富岡支援学校	聴覚支援学校内にサテライト校(いわき市) 平成29年4月 中・高等部のサテライト校を四倉高校内に移設



浜通り地域等における県立高校の状況(生徒数の推移)

・震災前後の生徒数の推移(高校)

	平成22年5月 【震災前】	平成23年5月 【震災直後】	平成31年4月	(%は平成22年5月比) (生徒数 単位:人)
双葉高校	469	205 (44%)	-	(休校)
浪江高校	312	139 (45%)	-	(休校)
浪江高校津島校	53	51 (96%)	-	(休校)
富岡高校	326	222 (68%)	-	(休校)
双葉翔陽高校	340	170 (50%)	-	(休校)
ふたば未来学園高校 (H27.4.1開校)	-	-	432	(-)
相馬農業高校飯館校	88	74 (84%)	11	(13%) ※1
小高商業高校	217	152 (70%)	-	
小高工業高校	588	393 (67%)	-	
小高産業技術高校(H29.4.1統合)			510	(63%) ※2
原町高校	708	473 (67%)	458	(65%)
相馬農業高校	331	325 (98%)	261	(79%)
計	3,432	2,204 (64%)	1,672 (49%)	

※1 相馬農業高校飯館校については、30年度入試から募集停止しているため、31年度は、3年生のみ在籍。
※2 小高産業技術高校については、小高商業高校と小高工業高校の合算及びその比率。

避難指示区域等内における小・中学校の再開状況

- 避難先において学校教育を行っている町 → 大熊町、双葉町
- 平成30年度に地元で学校を再開した町村 → 富岡町、浪江町、川俣町(山木屋地区)、葛尾村、飯館村
- 平成29年度に地元で学校を再開した市町村 → 南相馬市(小高区)、楳葉町
- 平成26年度までに地元で学校を再開した市町村 → 田村市(都路地区)、広野町、川内村

市町村等名 (避難指示解除時期)	学校の現在地 【現在の校舎の状況】
①大熊町(未定)	会津若松市(中)【仮設】、(小)【他施設】
②双葉町(未定)	いわき市【仮設】
③富岡町 (H29.4.1: 帰還困難区域を除く)	H30.4.1から地元での学校再開 → 三春町での仮施設を継続
④浪江町 (H29.3.31: 帰還困難区域を除く)	H30.4.1から地元での学校再開 → 二本松市での仮施設を継続
⑤川俣町山木屋地区 (H29.3.31)	H30.4.1から地元での学校再開
⑥葛尾村 (H29.8.12: 帰還困難区域を除く)	H30.4.1から地元での学校再開
⑦飯館村 (H29.3.31: 帰還困難区域を除く)	H30.4.1から地元での学校再開
⑧南相馬市小高区 (H29.7.12: 帰還困難区域を除く)	H29.4.1から地元での学校再開
⑨楳葉町(H27.9.5)	H28.4.1から地元での学校再開
⑩田村市都路地区(H26.4.1)	H26.4.1から地元での学校再開
⑪広野町	H24.8.25から地元での学校再開
⑫川内村(H26.10.1・H29.6.14)	H24.4.1から地元での学校再開

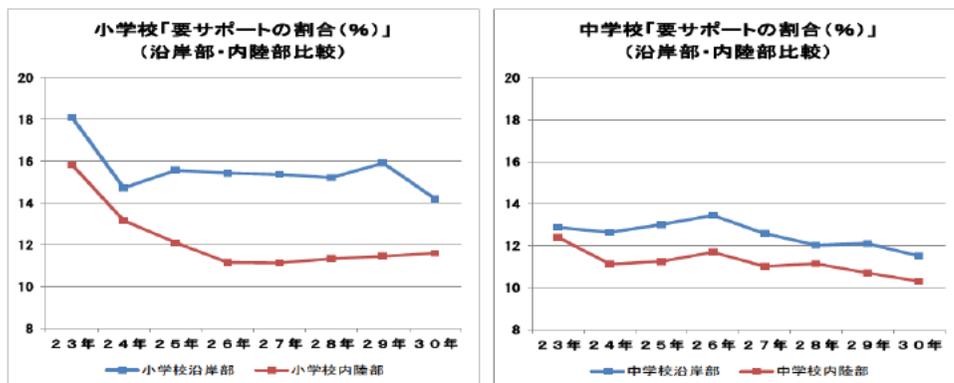


避難指示区域等内における小・中学校の状況(児童生徒数の推移)

- 児童生徒数(H30)は、震災前(H22)と比較して、10%まで減少している。
- 福島県における震災・原発事故に伴う避難者数(18歳未満)は、約1万8千人(H29現在)。

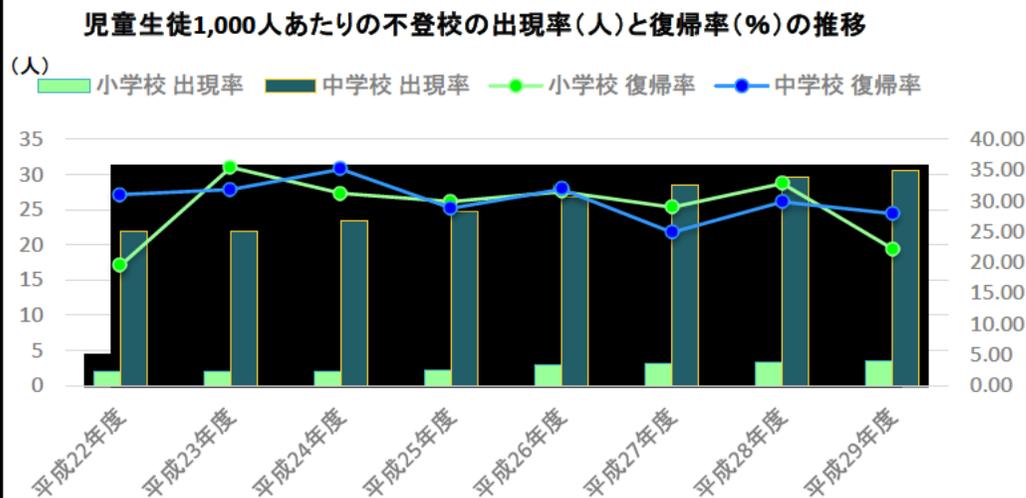
	平成22年5月 【震災前】	平成23年5月 【震災直後】	平成31年4月時点	(%は平成22年5月比) (児童生徒数 単位:人)
南相馬市小高区(帰還)4小1中	1,087	103 (9%)	112 (10%)	地元での学校再開時122名(H29.4)
飯館村(帰還)3小1中	531	388 (73%)	61 (12%)	H30.4地元で学校再開
浪江町(帰還)6小3中	1,773	0 (0)	18 (2%)	H30.4学校再開 17名中7名は避難先の二本松校に在籍
葛尾村(帰還)1小1中	112	0 (0)	14 (13%)	H30.4地元で学校再開
双葉町 2小1中	551	0 (0)	47 (8%)	
大熊町 2小1中	1,127	568 (50%)	15 (1%)	
富岡町(帰還)2小2中	1,487	0 (0)	45 (3%)	H30.4学校再開 39名中22名は避難先の三春校に在籍
川内村(帰還)1小1中	166	76 (46%)	65 (39%)	地元での学校再開時30名(H24.4)
楳葉町(帰還)2小1中	686	0 (0)	109 (16%)	地元での学校再開時105名(H29.4)
広野町(帰還)1小1中	541	0 (0)	236 (44%)	地元での学校再開時105名(H26.8)
双葉8町村計17小11中	6,443	644 (10%)	549 (9%)	
田村市都路地区(帰還)1小1中	228	197 (86%)	92 (40%)	地元での学校再開時152名(H26.4)
川俣町山木屋地区(帰還)1小1中	99	89 (90%)	3 (3%)	H30.4学校再開
ふたば未来学園中学校	-	-	60	H31.4開校
総計 26小15中	8,388	1,421 (17%)	877 (10%)	

【岩手県】沿岸部での心のケアが必要な児童生徒の割合は依然として高い



(出典)岩手県「平成30年度心とからだの健康観察」

【福島県】心のケアが必要な児童生徒の割合は減少していない

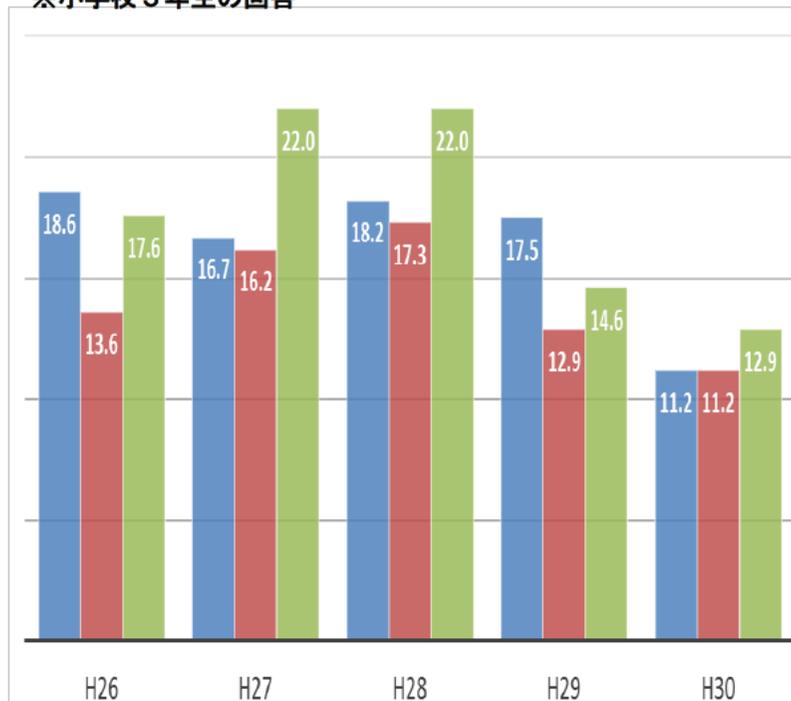


(出典)福島県教育委員会の資料を基に文部科学省が作成

【宮城県】

震災の影響を感じている回答は減少傾向にあるものの、依然として1割を超えている

※小学校5年生の回答 (単位:%)



- 震災があったために、家庭学習がやりにくいと答えた児童生徒
- 突然震災を思い出し、授業に集中できないときがあると答えた児童生徒
- 突然震災を思い出し、気持ちが落ち着かなくなることがあると答えた児童生徒

(出典)宮城県「平成30年度児童生徒学習意識等調査」を基に文部科学省作成

(参考4) 被災児童生徒就学支援等事業 実績人数 (推移)

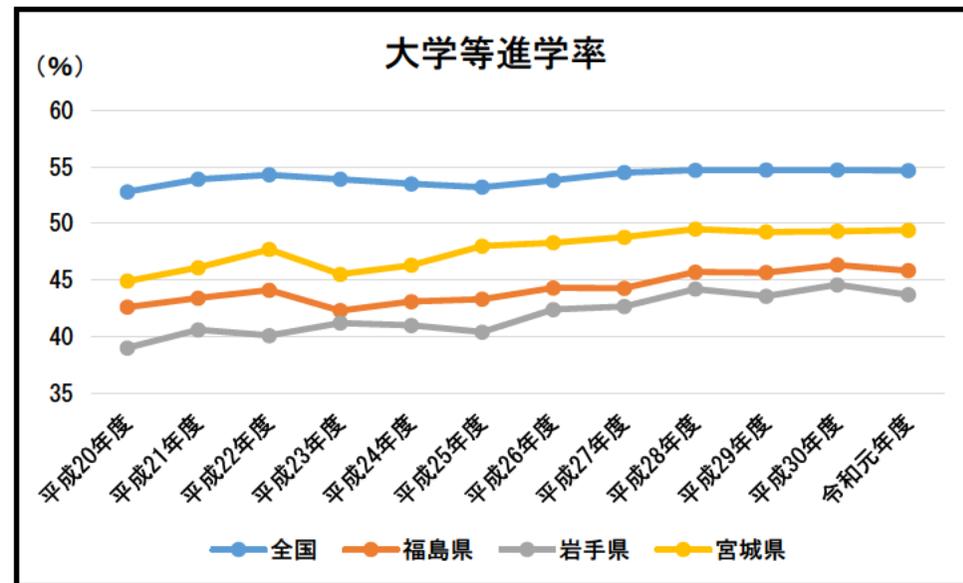
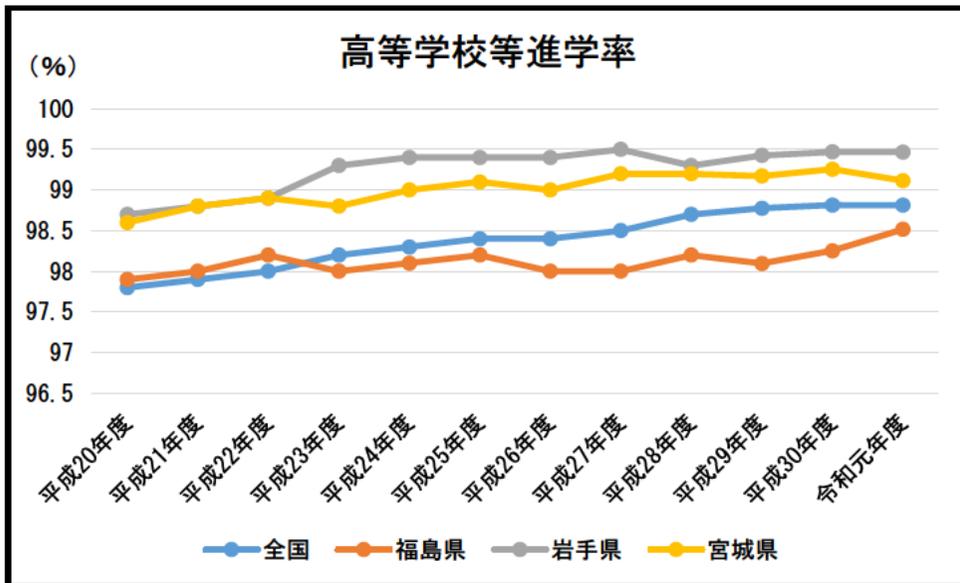
事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被災幼児就園支援事業	8,443	11,540	11,382	11,457	4,953	4,174	3,885	3,170
被災児童生徒就学援助事業	37,498	29,038	25,165	22,866	18,954	17,046	15,658	13,748
奨学金事業	7,885	7,011	5,806	4,913	4,428	5,413	5,041	4,769
私立学校授業料等減免事業	11,710	8,303	7,868	7,039	5,574	4,456	3,825	3,447
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	104	123	107	102	48	39	29	14
専修学校・各種学校授業料等減免事業	1,999	1,933	1,959	1,086	651	421	327	231
計	67,639	57,948	52,287	47,463	34,608	31,549	28,765	25,379

【 岩手県 】	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被災幼児就園支援事業	345	254	243	197	96	94	77	56
被災児童生徒就学援助事業	4,429	3,965	3,566	3,269	2,836	2,658	2,616	2,415
奨学金事業	165	186	222	188	221	214	152	107
私立学校授業料等減免事業	201	202	228	224	213	217	233	239
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	1	0	0	0	0	0	0	0
専修学校・各種学校授業料等減免事業	150	125	106	83	51	38	40	42
計	5,291	4,732	4,365	3,961	3,417	3,221	3,118	2,859

【 宮城県 】	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被災幼児就園支援事業	4,380	8,135	8,603	8,969	3,112	2,661	2,476	2,012
被災児童生徒就学援助事業	12,345	11,437	10,521	9,887	8,042	7,328	7,012	6,118
奨学金事業	6,160	5,452	4,585	4,050	3,696	4,728	4,530	4,356
私立学校授業料等減免事業	8,935	5,940	5,645	4,781	3,722	2,993	2,523	2,254
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	38	43	31	18	15	8	2	1
専修学校・各種学校授業料等減免事業	1,220	1,042	998	542	239	114	81	56
計	33,078	32,049	30,383	28,247	18,826	17,832	16,624	14,797

【 福島県 】	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被災幼児就園支援事業	1,873	1,780	1,613	1,640	1,471	1,290	1,259	1,039
被災児童生徒就学援助事業	11,041	8,220	6,005	5,170	4,489	3,927	3,392	3,075
奨学金事業	1,545	1,349	979	659	507	466	356	305
私立学校授業料等減免事業	1,387	1,324	1,315	1,450	1,273	1,011	888	805
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	20	40	39	48	0	0	0	0
専修学校・各種学校授業料等減免事業	140	194	300	155	121	83	42	44
計	16,006	12,907	10,251	9,122	7,861	6,777	5,937	5,268

(参考5) 進学率、就職率の状況

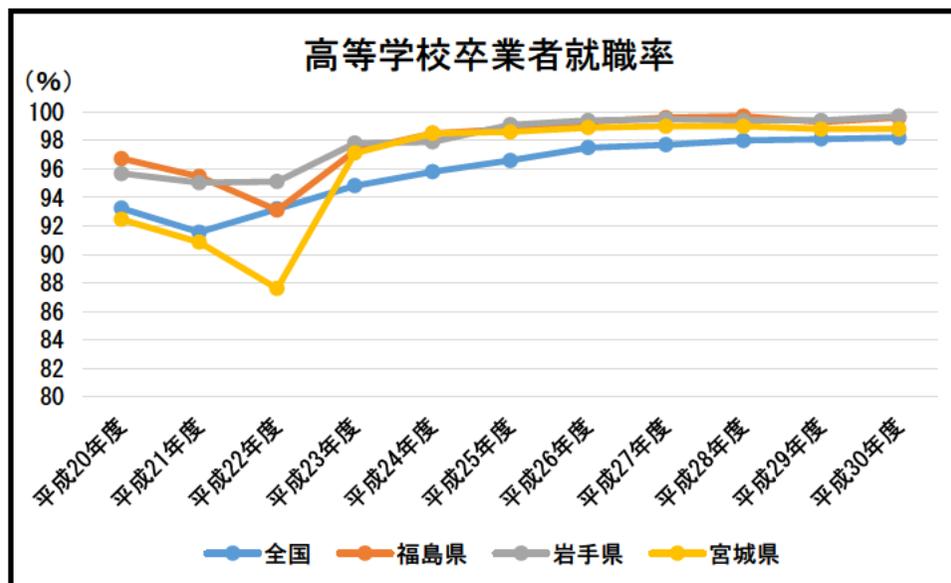


* 令和元年度は速報値
 ** 国立、公立、私立学校の男女計

(出典：学校基本調査より復興庁作成)

(出典：学校基本調査より復興庁作成)

* 令和元年度は速報値
 ** 全日制・定時制高校のデータを使用



(出典：高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査より復興庁作成)

* 平成22年度については、東日本大震災の影響により調査が困難とする岩手県の5校及び福島県の5校については、調査から除外。
 ** 各年度3月末時点の値

5. 今後の課題と教訓

5. 今後の課題と教訓

今後の復興に向けた課題、対応の方向性

- 地震・津波被災については、全般的に支援対象者数等は減少傾向にあるが、やむを得ない事情による事業進捗の違いや他の大規模災害の実例、一般施策との区分の明確化等に留意しつつ、復興の完了と自立に向けて、なお必要と見込まれる行政サービスをきめ細かく把握し対応する必要がある。
- 原子力災害被災については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した被災者の課題に對してきめ細かい支援を行う必要がある。

今後起こり得る大規模災害に対する防災・減災対策の活かすべき教訓

- 東日本大震災の復興においては、ステージに応じた被災者の支援が、被災地の自治体をはじめとする行政、NPO等の民間団体など様々な主体の協働の下に提供されてきた。
- 今後の大規模災害からの復興に当たっても、このような様々な主体の協働が不可欠であると考えられることから、被災後に体制整備などが円滑に行われるよう、平時から関係者間のネットワークを構築しておくことが重要である。